

# 林地崩壊防止事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、山地災害から人命財産を保護し、民生の安定を図るため、市町村が行う林地崩壊防止事業に要する経費に対し、予算の範囲内において林地崩壊防止事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和 51 年宮城県規則第 36 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 林地崩壊防止事業補助金の交付対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助金の交付対象経費	補助率
「激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律」(昭和 39 年法律第 150 号)の規定により指定された激甚災害で林地崩壊が発生し、又は拡大し、人家 2 戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあり、林地の保全上必要な施設を新設する場合の事業経費で、1か所の事業費が 200 万円以上であるもの及び同一市町村でその事業費の合計額が 300 万円以上又は前年度の標準税収入の 10%以上のもの	100 分の 68 以内 (内国費は 1/2)

(事業計画書等の提出)

第3 林地崩壊防止事業補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)は、知事が別に定める日までに、様式1号により次の資料を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 林地崩壊防止事業計画書 (様式2号)
- (2) 計画図 (計画平面図, 縦・横断面図, 構造図)
- (3) 事業実施個所位置図 (縮尺2万5千分の1の地形図)
- (4) 被災状況写真

(事業の計画及び積算)

第4 事業の計画は、災害の原因、崩壊地の状況、地形、地質、ゆう水状況、崩壊土砂量、拡大崩壊の状況等を詳細に検討し、治山技術基準(昭和 46 年 3 月 27 日付け 46 林野治第 648 号)に基づき計画するものとする。

2 事業費の積算は、治山事業設計書作成要領(昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野治第 421 号)及び治山事業設計標準歩掛(昭和 59 年 3 月 15 日付け 59 林野治第 527 号)によるものとする。

(事業費の決定)

第5 知事は第3の規定に基づき提出された林地崩壊防止事業計画書により、農林水産大臣の査定を受けて事業費を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第3号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

第7 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式4号）
- (2) 収支予算書（様式5号）
- (3) 実施設計書

（交付の条件）

第8 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第6号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第7号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して指示を受けること。

（実績報告）

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第8号によるものとする。

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式9号）
- (2) 収支精算書（様式10号）
- (3) 精算設計書
- (4) 工事完成検査復命書の写し
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 完成写真

（補助金の交付方法）

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（処分の制限を受ける財産）

第12 規則第21条第2号及び3号の規定により処分の制限を受ける財産は、補助事業により新設したすべての施設とする。

（処分の制限を受ける期間）

第13 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（治山台帳の整備）

第14 補助事業者は、治山台帳を整備し林地崩壊防止施設の維持管理に努めなければならない。

（書類の経由）

第15 この要綱により知事に提出する書類は、すべて所轄の農林振興事務所長を経由するものとする。

（書類の提出部数）

第16 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各2部とする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成10年12月21日から施工し、平成10年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

(様式第1号)

年度 林地崩壊防止事業計画書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

年 月 日発生した災害で林地崩壊の被害があったので、林地崩壊防止事業補助金交付要綱第3の規定にもとづき、林地崩壊防止事業計画書を別紙のとおり提出します。



(様式第3号)

年度 林地崩壊防止事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

年度において林地崩壊防止事業実施したいので、補助金交付規則第3条の規定により、  
林地崩壊防止事業補助金 金 円を交付されるよう関係種類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金額算出の基礎

事業費	補助率	補助金額
円		円

- 3 事業の完了予定年月日



(様式第5号)

## 年度 林地崩壊防止事業収支予算書

歳入の部

(単位:円)

区 分		予 算 額	備 考
1 県 補 助 金			
2 市 町 村 負 担 金			
内 訳	一 般 税		
	地 方 債		
	寄 附 金		
	受 益 者 負 担 金		
	そ の 他		
計			

歳出の部

(単位:円)

区 分		予 算 額	備 考
事 業 費			
内 訳	本 工 事 費		
	測 量 試 験 費		
	工 事 雑 費		
事 務 雑 費			
計			

(様式第6号)

令和 年度 林地崩壊防止事業計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

年 月 日付け宮城県指令(森保)第 号で林地崩壊防止事業補助金の交付決定の通知のあった林地崩壊防止事業について、事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

○ 添付書類

- (1) 林地崩壊防止事業変更計画書(様式第4号)
- (2) 収支予算書(様式第5号)
- (3) 変更設計書

※ 変更計画書及び収支予算書には、変更前(黒書)と変更後(赤書)の欄を設け、その内容が容易に対比できるように記載する。



(様式第7号)

年度 林地崩壊防止事業中止(廃止)承認申請書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

年 月 日付け宮城県指令(森保)第 号で林地崩壊防止事業補助金の交付決定の通知のあった林地崩壊防止事業について、下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されるよう申請します。

記

1 中止(廃止)の理由

2 中止の期間

(様式第8号)

## 年度 林地崩壊防止事業実績報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所  
氏名 印

年 月 日付け宮城県指令(森保)第 号で林地崩壊防止事業補助金の交付決定の通知のあった林地崩壊防止事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金額算出の基礎

事業費	補助率	補助金額
円		円

- 添付書類
- (1) 事業成績書(様式第9号)
  - (2) 収支精算書(様式第10号)
  - (3) 精算設計書
  - (4) 工事完成検査復命書の写し
  - (5) 工事請負契約書の写し
  - (6) 完成写真



(様式第10号)

年度 林地崩壊防止事業収支精算書

歳入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引		備 考
			増	減	
1 県 補 助 金					
2 市 町 村 負 担 金					
内 訳	一 般 税				
	地 方 債				
	寄 附 金				
	受益者負担金				
	そ の 他				
計					

歳出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引		備 考
			増	減	
事 業 費					
内 訳	本 工 事 費				
	測 量 試 験 費				
	工 事 雑 費				
事 務 雑 費					
計					